

# 床上操作式クレーン運転技能講習 受講区分

受講の免除分類	講習時間	受講区分		免除科目	申込に必要な添付書類
<input type="checkbox"/> 従事経験、免許等なし	20時間 コース	1- 免除なし	(1)	免除なし	なし
次の免許を受けた者 <input type="checkbox"/> ① 移動式クレーン運転士免許 <input type="checkbox"/> ② 揚貨装置運転士免許 <input type="checkbox"/> ③ 旧クレーン則第235条に規程するデリック 運転士免許	16	2- (一部免除)	(1)	力学 3時間 合図 1時間	「免許証の写し」
次の技能講習を修了した者 <input type="checkbox"/> ① 小型移動式クレーン運転技能講習 <input type="checkbox"/> ② 玉掛け技能講習	16時間 コース		(2)	力学 3時間 合図 1時間	「修了証の写し」
<input type="checkbox"/> ・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の 運転の業務に6月以上従事した経験を有する者(令20条6号)	19		(3)	合図 1時間	「免許証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の 業務に、6月以上従事した経験を有する者 (令20条7号)	19		(4)	合図 1時間	「免許証又は修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・平成4年9月30日までの間に、特別教育を終了し、 かつ、1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、 6月以上従事した経験を有する者	19		(5)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
特別教育を終了して、次の業務に6月以上従事した経験を 有する者 <input type="checkbox"/> ① 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務 (安衛則第36条6号) <input type="checkbox"/> ② つり上げ荷重が5トン未満のクレーン (安衛則第36条15号イ) <input type="checkbox"/> ③ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ (安衛則第36条15号ロ) <input type="checkbox"/> ④ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの 運転の業務 (安衛則第36条16号) <input type="checkbox"/> ⑤ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務 (安衛則第36条17号) <input type="checkbox"/> ⑥ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式 クレーン又はデリックの玉掛けの業務 (安衛則第36条19号)	19		(6)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
<input type="checkbox"/> ・鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び 第4項の規定による鉱山においてクレーン (令第20条第6号のクレーンをいう。)の運転の業務に 1月以上従事した経験を有する者	13		(7)	運転 6時間 合図 1時間	「実務経験証明書」